

新宿区立新宿養護学校 いじめ防止対策基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（推進法第2条）

2. いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは重大な人権侵害であり、どの学校、どの子どもにも起こり得るとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めるものとする。

全ての児童生徒が、さまざまな活動に主体的に取り組み、一人一人が個性や能力を十分に伸長することができるよう、教職員一丸となって、安心して安全な学校作りに全力をあげて取り組まなければならない。

本校では、学校、家庭、地域、関係諸機関と連携し、いじめの未然防止、早期発見、いじめが発見された場合に迅速に対処し解決にあたるため、いじめ防止基本方針を策定する。

3. いじめの未然防止のための取り組み

いじめの未然防止の取り組みとして、全ての児童生徒が安心・安全な学校生活を送る中で互いのことを認め、子ども同士が心のつながりをもてるようにしていくことが最も有効な方策である。全ての児童生徒が、授業や行事の中で活躍できる場面を作り、自己有用感を育てていくことが大切である。よって、以下の事項について重点的に取り組むものとする。

（1）わかる授業づくり

- ・全ての子どもが活躍できる授業！

（2）基本的生活習慣の形成

- ・自立活動の指導の充実
- ・家庭との連携

（3）集団作り

- ・学年や学級での話し合い活動の充実
- ・学年を超えた学習グループでの活動の充実

（4）体験活動の充実

- ・実態に応じた校外学習の計画
- ・小・中を見据えた計画的な宿泊行事の実施

（5）児童生徒会活動の充実

- ・学校行事への主体的な参加
- ・話し合い活動充実に向けた定例会議の実施
- ・他校との交流

（6）人権学習、道徳教育の充実

- ・一人ひとりの良さや違いを認め合う学習

4. 早期発見のための取り組み

いじめの早期発見の基本は、ささいな変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。児童生徒のささいな変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、気付きながらも適切に対処できなかった等ということは絶対にあってはならないことであり、以下の事項について取り組むものとする。

(1) 児童生徒一人一人の観察

- ・毎朝の健康観察の徹底
- ・保健室との情報共有
- ・朝の会の指導の充実

(2) ふれあい月間の取り組み

- ・6月、11月、2月に学校生活アンケート実施
- ・あいさつ運動の取り組み

(3) 家庭との連携

- ・毎日の連絡帳
- ・クラス、グループ便りの発行

(4) 教員間の情報交換

- ・気付いた変化の記録

5. 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、いじめとして対応すべき事案か否か判断する。いじめであると判断されたら、①事実関係の把握②被害児童生徒のケア③加害児童生徒の指導④問題の解消までを行うものとする。

問題の解消とは、謝罪や責任を形式的に問うことではなく、児童生徒の人格の成長に主眼を置き、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となるという認識のもと、経過を見守っていく。

(1) いじめ対応の留意点

- ・まず被害児童生徒の安全を確保するとともに、校長に報告する。
- ・校長は報告を受けたら直ちにいじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、その後の対応方針を決定する。
- ・被害児童生徒の心のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識のある者と連携して対応にあたる。
- ・被害・加害児童生徒ともに保護者へ事実関係を伝え、家庭と連携して問題解決にあたる。事実確認により判明した情報は適切に提供する。

(2) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した事実を、速やかに新宿区教育委員会に報告する。
- ・学校問題等調査委員会が真相究明に向けて調査し、調査結果をいじめを受けた児童生徒の保護者及び新宿区長に報告する。
- ・被害児童生徒やその家庭に対する心のケアを最優先し、関係機関と連携して、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを実施する。

6. いじめ防止に向けた校内組織

いじめ問題に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。基本方針に基づく取り組みの実施や、教職員の資質能力向上のための校内研修等、計画の進捗状況の確認や効果の検証を担う。構成員は以下の通りとする。

<校内構成員> 校長、副校長、生活指導主任、教務主幹、進路指導主幹、養護教諭、
各学部（クラス）主任、その他関係教員

<校外構成員> 教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
その他関係機関の助言者等